

令和 7 年 1 0 月 教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分 開会
午前 1 0 時 4 0 分 閉会
2. 件 名 河南町教育委員会定例会
3. 開催場所 河南町役場 庁舎 4 階 大会議室南
4. 出席委員 教 育 長 中川 修
教育長職務代理者 西川 幹雄
委 員 藤原 充
委 員 杉田 みはる
5. 事務局職員 教・育部長 和田 信一
教・育部副理事兼指導主事 柏木 俊介
教育課長 藤井 康裕
教・育部副理事兼こども 1 ばん課長 渡邊 恵子
生涯まなぶ課長 木矢 哲也
給食センター所長 浅井 明郎

（審議内容）

教育長	それでは皆さんおはようございます。
全員	おはようございます。
教育長	10 月の定例会ということですが、令和 7 年度ももう、10 月からは下期に入ります。あっという間で前半が終わったということですが。 冒頭にはなりますが、前回、リモートで参加していただいたときの、高井委員のお言葉、それは本当にしっかりと受け継いでいきたいなとそんなふうに思っておりますので、この下期のスタートは、現在この 4 人で、頑張っていきたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。 この時期、ちょうど読書の習慣、今年も 10 月 27 日から、11 月の 9 日文化の日を挟んで 2 週間、1947 年から、これが続けられているということで、約 80 年近くになろうかと。 先日、こ・小・中と、体育大会、運動会、運動参観。現場の様子を視察もさせていただきました。 この秋はね、今日、所長から給食センター所長からも配っていただいた資料を見ますと、食育通信、やっぱり実りの秋と、様々な秋ってということであると、スポーツの秋、読書の秋とも言われます。 そういう意味で、特にこの 10 月、11 月にかけては、この読書というものを、

	ちょっとまた意識をしながら、学校の方でも、期間を決めて、読書習慣とか、独自の習慣を決めて様々な取り組みを計画しているようです。 なので、まず自分たちも含めてと思っておるところでしてね、自分もあまり、本をそんなに読む方ではなかったのですが、1つの本をきっかけに、ちょっと読んでみようかなあと。 皆さんも、読書習慣をお持ちだと思いますが、いろんな本、これを機会に読んで、またそのことでの意見交換みたいなことができれば、何かうれしいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、令和7年10月の教育委員会定例会を開催いたします。 はじめに本日の定例会への傍聴につきまして、その申し出はございませんことをご報告いたします。 次に本日の出席者は4名です。定足数を満たしていますことをご報告いたします。 次に会議録署名委員は、河南町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤原委員に決定してよろしいでしょうか。
全員	はい。
教育長	ご異議がないようですので、会議録署名委員は藤原委員に決定いたしました。 それでは、議事日程に基づき進めさせていただきます。本日は議案がありませんので、2番、諸報告、その他に進めさせていただきます。 まず(1)第29回、子ども科学賞展・読書感想文コンクールについて、事務局の説明を求めます。
事務局	「(1)第29回、子ども科学賞展・読書感想文コンクールについて」資料に基づいて事務局より説明。
教育長	この件について。何かご確認ご質問ありますか。
委員	1点だけ。星印の授与方法について、前回と違うところで、点の3番目かな、メダルカバーを外しておくってありますね。これ今までなかったですよ。カバーごと渡しましたけど。カバーを外しておくってことは、首にかけられる状態でお渡しするのだけど、これ、お渡しするの、首にかけてあげていいのかどっちにしましょう。
事務局	ちょっと担当と再度確認させていただいて、当日、式までしばらく時間があるのでその最終確認って形で構いませんか。 一応去年のイメージである、カバーの紙の周りごと本人に渡して、落ちな

	いようにとした記憶があるので、再度確認させてください。
委員	わかりました。
教育長	他よろしいですか。確認ですが、司会を杉田委員に。授与を、西川委員でしたか。授与は藤原委員。
事務局	科学賞展が西川委員で、読書感想文コンクールは藤原委員です。
教育長	最後、締めの挨拶を西川委員ですね。
事務局	確認ですが講評ではなく、閉会の挨拶って形にさせてください。
委員	はい。そしたら、杉田さんの司会のところ「西川委員から閉会の挨拶」に。
委員	「西川委員から閉会のご挨拶を申し上げます」で、いいですか。
教育長	閉会のご挨拶。
委員	閉会の言葉で、閉会のご挨拶。
教育長	ご挨拶の「ご」は、いらんね。
委員	「閉会の挨拶を申し上げます」っていうふうに言わせていただきます。
全員	はい。
教育長	写真撮影のことも言ったかな。
事務局	最初のところでいいました。ちょっと説明長くなってしまいますが。去年までは、金賞の受賞が終わりました。表彰してくださった委員さんと子どもたちで、席の方を向いて、写真をとって、座りましょう。銀賞が出てくる、授与が終わった。委員さんと子どもたちが写真撮ってという形だったのですが。 これを大きく変更していく。これがちょっと当日の子どもたちの様子を見ながら、今のところ一番綺麗なイメージとしては、科学賞展全員の表彰終わりました。8人が並んで、写真撮って座りましょうというかたちで。その後、読書感想文コンクール表彰の子が出てきて、金銀銅そろって撮影するイメージではあると思うのですが、ちょっと担当が不在で、これもまた当日最終の確認等で、合わせていただけたらと思うのですが。

教育長	アリーナってあったけど、アリーナには作品が。
事務局	ごめんなさい。そうです。観客席です。
教育長	だから要はホールのところ撮るか、アリーナに移動して撮るかは、当日次第ってこと。
事務局	そうですね。一番綺麗な流れとしては、授与のまま撮って、アリーナのポイント、昨年まではアリーナの方って、みんなで集まって撮るっていうのは、ご家族の方とタイミングとって、やっていったわけですけども。当日は、子どもたち動き見ながら、どうなるか、ちょっと当日、話をさせて欲しくて。綺麗な流れは授与の流れのまま撮影です。
教育長	ホールでね。
事務局	はい。
委員	ホールの時ね、保護者の方が撮っておられましたね。
事務局	そうですね。なので、杉田委員の何枚目ですかね、2枚目の頭あたりの、受賞者全員の授与が終わったら、受賞者の皆さん、観客席側に向きを変えましょう。全員皆さんの席に戻りましょうで、撮れているはずっていう意味。
委員	ここで写真撮影が挟まれるってことですか。
事務局	おそらくここに入るでしょう。
委員	できたらいいですね。
教育長	それはもう当日ってことでね。
事務局	はい。指導主事が、城者と私いるので、この辺で子どもたち並べて撮ることができそうだから、そこで撮ってもらいたいし。
教育長	杉田委員、その辺よろしいですか。
委員	わかりました。状況見て適当に動かせてもらうので。
教育長	あと、他、大丈夫ですか。それでは、表彰式の件についてはそれでよろしくをお願いします。

	次に、2 番、令和 8 年度、小学校新 1 年生児童数及び児童生徒見込み数について、事務局の説明を求めます。
事務局	「(2)令和 8 年度、小学校新 1 年生児童数及び児童生徒見込み数について」、資料に基づいて事務局より説明。
教育長	この件について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。 無いようですので、はい。 では次、3 番、令和 7 年度、南河内地区市町村教育委員会研修会開催要領案について、事務局の説明を求めます。
事務局	「(3)令和 7 年度、南河内地区市町村教育委員会研修会開催要領案について」資料に基づいて事務局より説明。
教育長	この件について何かご質問ございますか。11 月 20 日木曜日。ご予約も含めて、また後日 L I N E ででも、12 時 45 分、役場集合出発ということで。 よろしいですか。 次に、4 番、河南町民生委員推薦会委員の推薦について、事務局の説明を求めます。
事務局	「(4) 河南町民生委員推薦会委員の推薦について」資料に基づいて事務局より説明。
委員	いいですか。引き続き、本当に申しわけないのですが、西川委員の方に、できればお願いしたいと思うのですけど。
事務局	ちょっと説明を。前回、西川委員に引き受けていただいております、職務代理者さんというお立場ですね、一応慣例的にというか、出ていただいております。 前回、教育長から、西川委員にお願いしたという経緯がございます。
教育長	今ちょっと、お声もいただきましたが、この場で推薦の方をということでご意見を伺いたいなと、ちょうど思っていたところですが、引き続き西川委員というお声もいただきましたので、職務代理者でもあります西川委員にお願いできればなと思いますがよろしいでしょうか。
委員	はい。
教育長	それでは西川委員を推薦したいと思いますので、西川委員どうぞよろしくお

	願いいたします。
全員	願いします。
教育長	それでは次、5 番、令和 7 年 9 月定例会議、一般質問要旨。主に教育委員会関係について事務局の説明を求めます。
事務局	「(5) 令和 7 年 9 月定例会議、一般質問要旨。主に教育委員会関係について」資料に基づいて事務局より説明。
教育長	今の件について、何かご質問、或いは、ここもう少しというような点がありましたら、願いいたします。
委員	一点だけ。
教育長	はい、どうぞ。
委員	議員の質問内容の中で、この自転車通学に対するね。安全対策云々の問題の質疑ありますけれども、私の記憶では、このいわゆる自転車通学で大事件が起こったのが、あれ神戸で、ちょっと今からもう 10 年ほど前かな。 看護師の方が背中からね、どんと自転車に追突されて、最高裁判決だったのが 9000 万円ほどの支払いですね。あれから全国一斉にですね。いわゆる自転車保険的な賠償責任保険が広まったのですよ。 私の専門分野でもあるのですが、あのときに大阪府が条例で、確か大阪府下の自転車通学する学校に対しては、その自転車保険的なものを、強制ではないのだけでも推奨して掛けなさいというようなことが回ってきたような気がする。その保険的なものって、今、河南町はどうなっているか、未加入でいいのですか。その点だけ。
事務局	ちょっと記憶ベースの話になるのですが、中学校で自転車登録、自転車通学の子どもを許可するときに、一応それ加入していることっていうのを条件にしていたかなと思います。 ですから、ちょっと確認の仕方は、自己申告的なものになるかもしれないのですが、一応それに入っていることを条件にしていたのではないかなと記憶はしています。
委員	それもう一回確認してください。 なぜ私がそれを強調するかというと、自転車による賠償事案、まずね。 近年大きく変わったことは、歩道は、原則自転車は軽車両と認定されたので、通行したらだめなのです。まず 1 点。道路交通法変わりました。ところがや

	はり現状見ていると、歩道走っている自転車ありますよね。 だから急きょ国は、変な話、道路に自転車のマークを入れてね。あれほんまにむちゃな話で、車と同じように左端走れっていうのだけでも、あれね。ダンブとかバス来たら、もう、ぶつかるような感覚ですよ。日本の道路では無理な話ですよ。もう、国も変なことしたと思うのだけど。それが1点。 道路交通法の改正があって歩道を通行できなくなった。ただ、日本全国見ていると、各地方自治体の条例によって、条例によって歩道を通行している場所もある。河南町が、それをするかどうかはまた別問題。これが1点。 もう1点は、自転車による賠償事故の事案というのは、裁判ざたになるケースが非常に多くなってきていますけども。高額賠償事例の判決がどんどん出ています。裁判というのは、一旦高額賠償であれば、やはり右にならえになっていくので、やはり子どもたちのこと、保護者等考えると、加害者になった場合、無保険では、とんでもない賠償金になるね。それが払いきれない金額になってくるので、やはり推奨、絶対というのは難しいのだけど、やはり通勤する時点、通学する子どもたちや保護者に対しては、必ず推奨して欲しいと思います。以上です。
教育長	保険の件、自転車の保険の件、それと今の通行の件だけ。これは、今おっしゃっている、原則、自転車も、車両ということですが。 河南町の中でも、自転車通っていいという歩道があるっていうのは、富田林警察にも確認をしてというそういう経緯はあるのですわ。
事務局	はい。補足差し上げると。おっしゃる通り、自転車も軽車両になってくるので、原則は車道を走ることとなっていて、交通規制をして、もう歩道通ってもよからうという標識を掲げてやっている箇所も河南町の中にはあります。 これは、例えば、寺田北の交差点付近から、大宝にかけての府道沿いのところとかですね。あともしくは、さくら坂へさかのぼって行って、さくら坂環状線っていうのですかね。 その部分とかは、交通規制上通っていいということになっているのと。 あと、法の例外的な規定の中で、例えばそういう交通規制がかかってないところは、原則は車道だけれども、お年寄りであるとか、小さい子どもさんは、やっぱりそれは歩道を通る方がより安全だろうということで、通ってもいいという規定があり、その他の解釈の中で、車道を走るよりも、歩道を走った方が安全だろうっていうような道路状況とかであれば、そこは歩道通ってよしっていうことになる。 で、河南町の中でやっぱり危ない場所っていうことになってくると、今教育長おっしゃっていただいた白木バイパスのところとかになってきます。 そこは通っていいのかわかっていうところを、富田林警察に過去何度か確認をしております、警察の方も、現場をよく見ていただいた上で、やっぱり

	あそこはトラックとかが通る、通行の量が多いということで、歩道側を走ったほうがいいよっていうことはおっしゃっていただいています。 あそこは直接、縁石とかがあって、歩道という形ではないのですが、ガードレールで仕切っていて、歩行空間というような位置付けになっていますので、あの箇所は、自転車の通行は可能ということで解釈をいただいています。中学校の方でも、やはりより安全な方通るという意味で、あそこはガードレールの内側を走っていうことを指導しています。道路の状況とかに応じて、そこら辺は変わってくるというところがあるかなと思います。
教育長	他、よろしいですか。どうぞ。
委員	去年もね、ちょっとお話したのですが、この答弁がね、より丁寧に、法的に基づいてとかですねやっておられてすごいなとは、いつも思うのですが、なんかね子供の顔が見えない。 答弁になって、去年も言うたんですが、例えば遊びの場面とかですね、夏の対策のときに、子どもがこんな様子で頑張っているというところですね。できたら、子どもの顔が見えるような答弁やったらいいかなあというような、いつもね、ちょっと感じているところです。 子どもの内容に関わるところが結構あるので、制度的なものとかですね。今の自転車とかね、そんなのはもう、もちろんこのようにいいんですが、 1つ、僕この、藤井議員の支援学級（1）支援学級に在籍する児童生徒のこの問題の中でね。去年、確か特別支援学級で子どもたちが勉強するのは、約半分以上はそこでしなさいということで。 でも、僕個人的にはね。特に小学校の場合には、健常児と一緒に中であかかわる方がいいなというのはね、ずっと感じているところですけどね。 今回、この答えの中に半分以上できているかどうか、その辺はもう、それどうなのですかね。この答えでは、よくわからなかったのですが、
教育長	大まかな実態だけでもうちょっと、
事務局	半数を満たしているかどうかという質問ですか。 教育委員会事務局としては各校の個別の指導計画っていうものをもとに、各子どもたちがどのような指導を受けているかってことを把握するのでその個別の指導計画においては週の半数以上の時間を支援学級で過ごせるっていう実態を把握しています。
委員	基本的に、学校の方針、むしろ、絶対これ、僕は守らなければいけないってことは、むしろ子どもによっては、原学級で、通常の学級と一緒に勉強する方がいい場合もあるし、或いは子どもによっては、支援学級でやる方がいいということがあるので、やっぱりちょっと弾力的にやりましょうかというのが、

	前回の答えだったですね。
教育長	ただね。今まで大阪が、そういう形で運用してきていたのですが、例えばそれで言うと、通常学級で過ごすことの方がその子にとっていいだろうと。 その時間が、週のうち、ほぼ満たすような子であるのであれば、そういう実態であれば、それは支援学級に入らずとも、通常学級のまま籍を置いて、なおかつ、今、通級指導教室というのがあるのでね。その利用を上手く活用していくという方向でどうだというのが、国の考え方なんでね。 それに基づいて、そういう方向性で、今、大阪が２年前から、やっているところです。
委員	支援スタッフの方がね、やっぱり配置していただいているので、通常の学級でも、子どもたち、特に担任の方に負担がかからないようにというのは、それはとても大事なことなので、できたらそういう方向でやっていただいたらうれしいかなという。以上です。
教育長	はい。なので、大事な部分は、やっぱりその子その子に応じた対応、それが一番大事かなと。そこを基準にしながら、制度の中にどうそれを当て込んでいくのか。なかなかそう大きな制度を逸脱するようなことはできないというのが、今現状やってくれていますので。 でも、委員おっしゃっていただいたように、子ども一人一人に応じた形ってというのは、それはもう現場も、我々もそう考えています。 はい。他、どうですか。一般質問について特によろしいですか。 はい。無いようですので、その他について進めさせていただきます。 何か事務局からありますか。どうぞ。
事務局	「11月1日の日の文化祭典の駐車場所等について」、生涯まなぶ課より説明。
委員	今までね。左の方の所に停めさせていただくってというのは、それは今まで通り。これをつけて、入れてくださいということですか。
事務局	今年、パネルディスカッションあるので。表彰式の時には、まだすいているかもしれないんですけど、それ終わってからのお客さん減りが混雑するという形になってきますので、駐車券の方は置かせていただいているという形でさせてもらっています。
委員	入って左側に車止めるのですか。門入って左。
委員	先に門入るまでに手前で左に曲がって、ちょうど建物の南側に停めるスペース

	スがあるところへ。ずっと停めさせてもらってったんやけども。 大体そこは要員の方が、皆停めておられるという感じだったかな。でも、あれね、奥に停めてね、いっぱいになってしもうたらね。出られないときがあって、上手にあけてくれてはる時はいいけども。
事務局	その対応について、係員がそこにいると思います。
委員	そうですか。コーンでも立てておいていただいて、通路ということで作っ いていただいたらわかりやすいかなといつも思っていたのですけど。
教育長	今の場所わかりますか。
委員	はい。分かるのですけども、もう原付で行ったほうがいいかなとかちょっと まだ考えていました。いつも私、直進して奥の方に停めていたのですけども。 それは、どこでないとだめという規定はないのかな。
事務局	基本的に今回、ピンク色の駐車券とあと緑色の駐車券を出させていただいて、 緑色の駐車券は文化協会の関係者の方が体育館の一番奥のところに駐車 スペースとりましたので、そちらに停めていただく形で。その手前から一般駐 車場ってありますんで、そちらの方は早い者勝ちで停めていただきますので、 もう、その時間だったら空いていると思います。 中学校小学校の表彰される方やそのご家族もその一般駐車場に停めていただ くという形です。
委員	特に今年このパネルディスカッションがあるから、車で来られる方がたくさ んいるかな。
教育長	それもあるし、それはあれやね、役場の駐車場とかからピストンのバスで。
事務局	基本、臨時駐車場という形で、役場の職員の駐車場と、奥の多目的駐車場を 臨時駐車場させていただきまして、シャトルバスを玄関前から出発させると。
教育長	そういう、だから、人がたくさん入るだろうという予測があるので、うん。
事務局	シャトルバスの運行は 8 時半からスタートという形になりますので、8 時半 に集合される皆様方は、直接行っていただいた方が。
教育長	天候合わせて判断ください。雨みたいなことも言われているので、そこはも う、お考えいただいたらと思います。他、この件よろしいですか。 所長、これはいいんかな。持っていただくだけでいい。

事務局 教育長	ほか無いようでしたら、以上をもちまして本日の議事日程はすべて議了いたしました。 これをもちまして 10 月の教育委員会定例会を、閉会いたします。 次回の開催日は 11 月の 25 日の火曜日。14 時からと決めていただいております。それでよろしいですか。11 月 25 日の 14 時から。 本日は 12 月の定例会の開催日を決めたいと思います。 12 月 24 日水曜日の 10 時からという時間で、場所はこちら、南の方で大会議室南ということでよろしくお願いいたします。 それでは本日は、ご苦勞様でした。
-----------------------	---

令和 8 年 9 月 3 日

教 育 長

署 名 委 員